

○船橋市放課後ルーム条例

平成11年12月28日
条例第33号

改正 平成12年3月31日条例第20号
平成12年9月29日条例第42号
平成12年12月27日条例第51号
平成13年3月30日条例第13号
平成13年9月28日条例第26号
平成13年12月28日条例第31号
平成14年3月29日条例第15号
平成14年9月30日条例第34号
平成17年12月21日条例第59号
平成18年3月31日条例第13号
平成19年3月30日条例第9号
平成23年12月20日条例第28号
平成24年3月30日条例第14号
平成26年9月30日条例第42号
平成28年3月30日条例第15号
平成29年3月30日条例第14号
平成29年10月10日条例第33号
平成30年3月30日条例第25号
平成30年11月19日条例第57号
令和2年3月30日条例第13号

船橋市放課後ルーム条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため、放課後ルームを設置する。

(平12条例42・平17条例59・平18条例13・平24条例14・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 放課後ルームの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(入所の要件)

第3条 船橋市放課後ルーム（以下「ルーム」という。）に入所することができる者は、市内に住所を有し、かつ、小学校に就学する児童であって、その保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）及びこれに準ずる者が労働等により、昼間家庭において適切な監護を行うことができないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平26条例42・一部改正)

(入所の許可)

第4条 ルームに入所しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入所の許可をしないことができる。

- (1) 心身に障害があり、集団生活に耐えられないとき。
- (2) 感染症その他悪性の疾病を有するとき。
- (3) その他ルームの管理運営上支障があると認めるとき。

(入所許可の取消し)

第5条 市長は、前条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、入所の許可を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する入所の要件を欠いたとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 正当な理由がなく児童育成料を滞納したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により、入所の許可を受けたとき。
- (5) その他市長が入所を不相当と認めるとき。

(児童育成料)

第6条 保護者は、児童1人につき月額10,000円の児童育成料を市長が指定する日までに納付しなければならない。ただし、当該児童がおやつを提供を受けない場合には、当該児童の児童育成料は、月額8,000円とする。

(平30条例25・一部改正)

(児童育成料の減免)

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、児童育成料を減免することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第20号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年9月29日条例第42号)

この条例中別表船橋市西海神放課後ルームの項の改正規定及び同表に船橋市行田西放課後ルームの項を加える改正規定は平成12年10月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

附 則 (平成12年12月27日条例第51号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日条例第13号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年9月28日条例第26号)

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年12月28日条例第31号)

この条例は、平成14年1月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日条例第15号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月30日条例第34号)

この条例は、平成14年12月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月21日条例第59号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日条例第13号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 略

船橋市放課後ルーム条例

(2) 第4条、第5条、第8条、第11条及び第12条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)

並びに附則第4条第2項の規定 平成18年10月1日

附 則 (平成19年3月30日条例第9号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月20日条例第28号)

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日条例第14号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日条例第42号)

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。ただし、別表船橋市船橋放課後ルームの項及び船橋市市場放課後ルームの項の改正規定は、平成26年10月20日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日条例第15号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日条例第14号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月10日条例第33号)

この条例は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例中別表船橋市塚田放課後ルームの項の改正規定は平成30年4月1日から、第6条の改正規定及び次項の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、平成30年10月以後の月分の児童育成料について適用し、同年9月以前の月分の児童育成料については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年11月19日条例第57号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成30年規則第106号で平成30年12月1日から施行)

附 則 (令和2年3月30日条例第13号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表

(平12条例20・平12条例42・平12条例51・平13条例13・平13条例26・平13条例31・平14条例15・平14条例34・平17条例59・平19条例9・平23条例28・平24条例14・平26条例42・平28条例15・平29条例14・平29条例33・平30条例25・平30条例57・令2条例13・一部改正)

名称	位置
船橋市船橋放課後ルーム	船橋市本町4丁目17番20号 (船橋市立船橋小学校内)
船橋市湊町放課後ルーム	船橋市湊町1丁目16番5号 (船橋市立湊町小学校内)
船橋市南本町放課後ルーム	船橋市栄町1丁目7番1号 (船橋市立南本町小学校内)
船橋市宮本放課後ルーム	船橋市宮本7丁目10番1号

船橋市放課後ルーム条例

	(船橋市立宮本小学校内)
船橋市若松放課後ルーム	船橋市若松3丁目2番地3 (船橋市立若松小学校内) 船橋市若松3丁目3番地4 (船橋市青少年会館内)
船橋市峰台放課後ルーム	船橋市宮本6丁目33番1号 (船橋市立峰台小学校内)
船橋市市場放課後ルーム	船橋市市場1丁目5番1号 (船橋市立市場小学校内)
船橋市海神放課後ルーム	船橋市海神2丁目6番5号 (船橋市立海神小学校内)
船橋市西海神放課後ルーム	船橋市海神5丁目19番36号 (船橋市立西海神小学校内) 船橋市海神5丁目20番16号
船橋市海神南放課後ルーム	船橋市海神町南1丁目1,510番地 (船橋市立海神南小学校内)
船橋市葛飾放課後ルーム	船橋市印内1丁目2番1号 (船橋市立葛飾小学校内)
船橋市小栗原放課後ルーム	船橋市本中山3丁目16番12号 (船橋市立小栗原小学校内)
船橋市八栄放課後ルーム	船橋市夏見5丁目27番1号 (船橋市立八栄小学校内) 船橋市夏見5丁目26番21号
船橋市夏見台放課後ルーム	船橋市夏見台2丁目12番1号 (船橋市立夏見台小学校内)
船橋市高根放課後ルーム	船橋市高根町2,895番地 (船橋市立高根小学校内)
船橋市高根東放課後ルーム	船橋市新高根1丁目17番1号 (船橋市立高根東小学校内)
船橋市金杉放課後ルーム	船橋市金杉8丁目10番1号 (船橋市立金杉小学校内)
船橋市三咲放課後ルーム	船橋市二和東5丁目39番1号 (船橋市立三咲小学校内)
船橋市二和放課後ルーム	船橋市二和東1丁目9番11号 (船橋市立二和小学校内)
船橋市八木が谷放課後ルーム	船橋市八木が谷2丁目3番1号 (船橋市立八木が谷小学校内)
船橋市八木が谷北放課後ルーム	船橋市八木が谷4丁目13番1号 (船橋市立八木が谷北小学校内)
船橋市咲が丘放課後ルーム	船橋市咲が丘1丁目22番1号 (船橋市立咲が丘小学校内)
船橋市金杉台放課後ルーム	船橋市金杉台2丁目1番7号 (船橋市立金杉台小学校内)
船橋市法典放課後ルーム	船橋市藤原5丁目2番1号

船橋市放課後ルーム条例

	(船橋市立法典小学校内)
船橋市丸山放課後ルーム	船橋市丸山4丁目43番1号 (船橋市立丸山小学校内)
船橋市法典東放課後ルーム	船橋市丸山5丁目25番1号 (船橋市立法典東小学校内)
船橋市法典西放課後ルーム	船橋市上山町1丁目111番地5 (船橋市立法典西小学校内)
船橋市塚田放課後ルーム	船橋市前貝塚町610番地4 船橋市前貝塚町565番地11
船橋市行田東放課後ルーム	船橋市行田2丁目4番1号 (船橋市立行田東小学校内)
船橋市行田西放課後ルーム	船橋市行田3丁目4番1号 (船橋市立行田西小学校内)
船橋市前原放課後ルーム	船橋市前原西2丁目28番1号 (船橋市立前原小学校内)
船橋市中野木放課後ルーム	船橋市中野木2丁目19番1号 (船橋市立中野木小学校内) 船橋市前原西6丁目1番12号 (船橋市前原児童ホーム内) 船橋市前原西4丁目30番22号
船橋市二宮放課後ルーム	船橋市前原東5丁目9番3号 (船橋市立二宮小学校内)
船橋市飯山満放課後ルーム	船橋市飯山満町3丁目1,394番地3 (船橋市立飯山満小学校内)
船橋市飯山満南放課後ルーム	船橋市飯山満町1丁目954番地4 (船橋市立飯山満南小学校内)
船橋市芝山東放課後ルーム	船橋市芝山3丁目19番1号 (船橋市立芝山東小学校内)
船橋市芝山西放課後ルーム	船橋市芝山2丁目4番1号 (船橋市立芝山西小学校内)
船橋市七林放課後ルーム	船橋市七林町128番地11
船橋市薬円台放課後ルーム	船橋市薬円台4丁目5番1号 (船橋市立薬円台小学校内)
船橋市薬円台南放課後ルーム	船橋市薬円台2丁目18番1号 (船橋市立薬円台南小学校内)
船橋市田喜野井放課後ルーム	船橋市田喜野井4丁目33番1号 (船橋市立田喜野井小学校内)
船橋市三山放課後ルーム	船橋市三山2丁目42番1号 (船橋市立三山小学校内)
船橋市三山東放課後ルーム	船橋市三山6丁目32番1号 (船橋市立三山東小学校内)
船橋市高根台第二放課後ルーム	船橋市高根台5丁目2番1号 (船橋市立高根台第二小学校内)
船橋市高根台第三放課後ルーム	船橋市高根台1丁目4番1号

船橋市放課後ルーム条例

	(船橋市立高根台第三小学校内)
船橋市高郷放課後ルーム	船橋市西習志野1丁目47番1号 (船橋市立高郷小学校内)
船橋市習志野台第一放課後ルーム	船橋市習志野台2丁目51番1号 (船橋市立習志野台第一小学校内)
船橋市習志野台第二放課後ルーム	船橋市習志野台5丁目43番1号 (船橋市立習志野台第二小学校内)
船橋市古和釜放課後ルーム	船橋市松が丘3丁目42番1号 (船橋市立古和釜小学校内)
船橋市坪井放課後ルーム	船橋市坪井町747番地1 (船橋市立坪井小学校内)
船橋市大穴放課後ルーム	船橋市大穴南2丁目7番1号 (船橋市立大穴小学校内)
船橋市大穴北放課後ルーム	船橋市大穴北1丁目7番1号 (船橋市立大穴北小学校内)
船橋市豊富放課後ルーム	船橋市豊富町1番地1 (船橋市立豊富小学校内)
船橋市小室放課後ルーム	船橋市小室町3,001番地
船橋市塚田南放課後ルーム	船橋市行田1丁目50番1号 (船橋市立塚田南小学校内)